

意見提出者	個人
1. 項目	「公職選挙法」を、「ネット選挙解禁」に合うように改正すべきである。
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在の公職選挙法では、選挙期間中、国民がどこまでネットで政治情報を発信していいのか判断がつきづらく過剰委縮がおきている。対立候補者への解禁のみでは、立候補者や政党からの一方的な情報しか入らず、選挙期間中、国民は偏った情報しか入手できない、政治意見を言えないことになってしまう。政治に関し国民が情報収集するに際し、ネットが重要な役割を果たすようになった昨今、「公職選挙法」もこれに合わせて改正すべきである。</p> <p>ネット選挙を対国民にも解禁することにより、今までネットを利用していなかった人もネットに興味を持つようになる可能性もあるし、投票率の上昇も期待できる。</p> <p>また、対国民にも解禁しないと、立候補者による、当選後の「反対者粛清」として、自分に批判的な政治意見をした者に対する制裁や弾圧に利用されてしまうおそれがあるが、これでは国民も安心してネット利用ができない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	「公職選挙法」の142条～148条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	対立候補者だけでなく、対国民に対しても、選挙期間中のネットを使った選挙活動・運動を解禁する。なお、解禁にあたり、立候補者以外の一般国民の「実名表示」強制はやめるべき。